

## 質問書に対する回答

件名) 東京外環自動車道 八潮橋(追越) SFR C舗装工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 7-4 交通規制可能時間について	テーパー設置開始の条件として、「3回連続して125台/5分以下を下回る」とありますが、これは、「3回連続して125台以下/5分間を確認する」と同義でしょうか。また、想定しているテーパー設置開始時間を過ぎても条件を満足することができず、テーパー撤去時間を守れないと判断して作業中止を決定した場合、【受注者の責めに帰す事由の増加費用】には該当せず、1回の作業中止ごとに請負者が支払う(労務費、材料運搬費、補償費、機械運搬費、機械損料等全てを含んだ)費用を、事前協議の上決定し、設計変更の対象として精算していただけるのでしょうか。	テーパー設置開始の条件は、「3回連続して125台以下/5分間を確認する」と同義です。また、特記仕様書7-4「交通規制可能時間」に基づき指示した場合は、別途協議するものとします。
2	参考見積書作成するにあたり、必要な要素と考えられるため	発注者側に不都合が無ければ、現場付近に設置してあるトラカンの直近1年間程度の月曜日(20:00~22:00)の時間帯の5分間当たりの交通量を公表していただけないでしょうか。	交通量は公表はしていません。